

議案第2号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年1月20日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

医療費の助成の額は、対象者の医療費のうち、規則で定める社会保険各法の規定による保険給付を受ける者が負担すべき額（以下この項において「自己負担額」という。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該医療費について、法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付若しくは保険者等の負担による付加給付等がある場合又は損害賠償を受けた場合は、その額を控除した額とする。

- (1) 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある対象者 自己負担額
- (2) 前号以外の対象者 自己負担額から、対象者1人につき月額500円を控除した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用し、令和4年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

子育て世帯の医療費負担軽減を目的とし、18歳までの重度心身障害者の医療費の自己負担額の全額を助成するため、基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

令和4年1月20日原案可決